

福岡県 I C T 導入支援事業費補助金交付申請についての Q & A

(凡 例)

- 交付要綱＝福岡県 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱
- 実施要領＝福岡県 I C T 導入支援事業実施要領

(介護ソフトに関すること)

問 1 対象となるソフトは指定されていますか。

答 1 指定していません。補助対象となるかどうかは、交付要綱に掲げる要件等に基づき審査します。

問 2 既に交付要綱に規定されている要件等を満たした介護ソフトを導入しているが、今年度、要件等を満たした別の介護ソフトに買い換える場合であっても補助対象となりますか。

答 2 補助対象となります。

問 3 既に交付要綱に規定されている要件を満たした介護ソフトを導入しており、複数のタブレット端末で活用するために、ライセンスを追加するための費用も補助対象となりますか。

答 3 補助対象となります。

(ハードウェアに関すること)

問 4 デスクトップ型パソコンの導入に係る経費も補助対象となりますか。

答 4 補助対象となりません。
交付要綱別表注 2 を御参照ください。

問5 タブレットのみを導入する場合も補助対象となりますか。

答5 既に介護ソフトによって一気通貫が実現できている場合に限り、タブレットのみを導入する場合も補助対象となります。

問6 バックオフィスソフトのみを導入する場合も補助対象となりますか。

答6 既に介護ソフトによって一気通貫が実現できている場合に限り、バックオフィスソフトのみを導入する場合も補助対象となります。

問7 ネットワーク機器の購入・設置のみを行う場合も補助対象となりますか。

答7 既に介護ソフトによって一気通貫が実現できている場合に限り、ネットワーク機器の購入・設置のみを行う場合も補助対象となります。

(交付申請全般について)

問8 交付申請をすれば必ず補助を受けることができますか。

答8 必ず補助を受けられるとは限りません。交付申請について審査を行い、採択の可否、優先順位及び申請一件当たりの補助金交付額を決定します。補助の交付決定については、実施要領の6を御参照ください。

問9 交付決定より前/後に購入しないといけませんか。

答9 補助の対象となるのは令和6年度に実施した事業に係る費用ですので、交付決定の前/後は問いません。

しかし、交付決定前に購入した場合についても、申請の時点で補助が確約されているものではないことに御留意ください。

また、令和5年度中に契約等を行い、令和6年度に入って支払いを行った場合や、令和6年度より前から事業を開始していた場合、令和6年度中に契約を行ったものの、令和7年度に支払いを行った場合等、令和6年度中に事業が完結しない場合等については対象とならないことに御留意ください。

問 11 介護ロボット導入支援事業費補助金等の別の補助を受けている場合は、補助を受けることができないのでしょうか。

答 11 別の補助を受けていても、補助対象が異なり、重複支給とならない場合は、補助を受けることができます。以下の例 1～例 2 を御参照ください。

(例 1 補助を受けることができる場合)

令和 6 年度福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金にて、見守り機器の導入に係る費用に対する補助を受け、令和 6 年度福岡県 ICT 導入支援事業費補助金にて、介護ソフトの導入に係る費用に対する補助を受ける場合。

(例 2 補助を受けることができない場合)

令和 6 年度介護ロボット導入支援事業費補助金において通信環境整備のための費用に対する補助を受け、令和 6 年度 ICT 導入支援事業費補助金においても同様に、通信環境の整備に係る補助を受ける場合。

問 12 同一法人内で複数事業所をまとめて交付申請する場合において、複数事業所で兼務している職員がいる場合に、職員数をどのように算出すればいいですか。

答 12 勤務時間等に基づき案分して職員数を算出してください。

問 13 同じ建物内に複数事業所が存在する場合等において、介護ソフトを一体的に導入する場合や、通信環境の整備を一体的に行う場合には、同一の見積書を交付申請の添付資料として提出しても構いませんか。

答 13 構いません。その場合は、見積金額に加え、事業所ごとの金額の内訳を記入するなど、それぞれの事業所の交付申請額の根拠が明確となるよう工夫してください。